# 科研費

# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号: 32634

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2017

課題番号: 15K03868

研究課題名(和文)「東アジア」村落における生活保障組織の比較社会学:日本とバリ島の事例

研究課題名(英文)Comparative Sociological Study of Life-Security Organisations in Rural Communities in East Asia: Cases of Japan and Bali

研究代表者

永野 由紀子(NAGANO, Yukiko)

専修大学・人間科学部・教授

研究者番号:30237549

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、日本とインドネシア・バリ島村落の家族と社会組織の比較である。研究の結果、東北アジアと東南アジア村落の家族と社会組織は多くの共通点があることが示された。この2つの地域を連続的にとらえる研究の視点および東北アジアと東南アジアを含む広義の「東アジア」エリア概念の重要性が明らかにされた。一方、このエリアの農地の相続は、東北アジアに多い男子分割相続であれ、東南アジアに多い男女分割相続であれ、分割相続が大半である。家産や家業や家名をあととりが一括して継承する一子単独相続のイエを構成単位とするムラという日本の村落社会の編成は、「東アジア」では稀であることが明らかになった。

研究成果の概要(英文): This research is a comparative sociological study of family and social organisations in rural communities in Japan and Bali, Indonesia. The results of this study reveal numerous similarities between the rural families and social organisations of Northeast and Southeast Asia, effectively forming an 'East Asian' perspective. However, in terms of life-security organisations, succession to Kasan (the family property), Kagyo (the family business), and Kamei (the family name) by a single heir is unusual in 'East Asia'; inheritance in the region is typically divided.

研究分野: 社会学

キーワード: 農村社会学 インドネシア バリ島 家族 末子相続 村落 親族 東北地方

#### 1.研究開始当初の背景

本研究の学術的特色は、これまでエリアの 違いから別々に扱われてきた日本の村落研 究の蓄積と東南アジア研究の知見を、同一の 研究関心のもとに重ねて論じ、日本とインド ネシア・バリ島の農村の家族と社会組織を比 較する点にある。その際、日本の村落研究の なかでは、農村社会の構成単位を生活保障組 織としてのイエにもとめ、イエとイエの連合 としてムラを理解する有賀喜左衛門の視点 を重視する。東南アジア研究としては、マレ ー農村の研究から得られた坪内良博・前田成 文の「家族圏」(1977)および東北タイの農 村研究から得られた水野浩一の「屋敷地共住 集団」(1981)を重視する。これらはいずれ も「東アジア」村落の実証研究から得られた すぐれた理論的成果であるにもかかわらず、 東北アジアと東南アジアというエリアの違 いから一緒に論じられることはなかった。

近年、北原淳や佐々木衛や藤井勝の海外調査研究のなかで、東北アジアのみを東アジアとする狭義のエリア概念ではなく、東北アジアと東南アジアを含めた 広義の「東アジア」概念が提唱され、沖縄、台湾、中国、韓国、タイといった国々の多様なエスニシティの村落社会を「東アジア」のなかに位置づける本の村落社会とインドネシア・バリ島の村落社会を広義の「東アジア」のなかに位置づける本研究は意味があろう。

#### 2.研究の目的

本研究は、 今・現在 の日本とバリ農村 の家族や世帯、親族関係や近隣組織を、相続 と相互扶助に視点を据えて対比する比較社 会学的研究である。日本の農家の相続の基本 型は、跡取り息子(娘)に よる単独相続で あり、親夫婦と一組の跡取り息子(娘)夫婦 が同居する直系家族世帯である。これに対し て、バリ農村の相続は男子分割相続であり、 各夫婦家族は基本的に独立した世帯である。 だが、屋敷地には親夫婦と複数組の息子夫婦、 伯(叔)父夫婦とその息子夫婦といった父方 親族が共住し、相互に助け合う。このように バリと日本を比較するならば、両者の連続面 よりも断絶面が顕著である。本研究では、両 者の現象的な相違にだけに目を向けるので はなく、水田稲作というバリと日本の生活基 盤の共通性に目を向けて、両者の類似点をク ローズアップする。東北アジアと東南アジア の両方を含む広義の「東アジア」の国々の多 様なエスニシティのなかに、日本とバリ島の 事例を位置づけ、「東アジア」村落における 日本とバリの生活保障組織の共通性と固有 性を明らかにする。エリア概念が固定的なも のではなく、研究の観点によって多様である ことを示し、東北アジアと東南アジアを連続 的にとらえる視点の重要性を明らかにする ことが、本研究のねらいである。

#### 3. 研究の方法

本研究は日本とインドネシア・バリ島の特定村落についてのインテンシブな事例研究(case study)である。本研究の目的を達成するため、平成 27~29 年度の 3 年間にわたり、(1)海外調査:バリ島タバナン県の棚田農村(2)国内調査: 山形県酒田市の平場農村 宮城県塩釜市漁村をフィールドに、水利組合や農業組合や漁業組合のメンバーおよび地域リーダーを対象の実証的アプーチと並行して(3)東北アジアや東南アジアを中心にエリア概念や文化圏に関する文献や統計資料を収集し、本研究の課題にたいする理論的アプローチもおこなった。

#### 4. 研究成果

#### (1) 文献研究の成果

インドネシア研究は、ライデン大学を中心にかつての宗主国オランダに歴史的資料が集積している。オランダは灌漑事業が盛んであり、バリのスバックについての研究も多い。だがインドネシアの独立後は、アメリカやオーストラリアの社会人類学や社会学の領域の研究成果が増え、バリ農村の社会組織についてのすぐれた事例研究がみいだされる。なかでも、慣習(アダット)と行政(ディナス)の二元構成をバリ農村社会の特質としてクローズアップし、クリフォード・ギアーツGeertz,C(1963)の多元的集団構成論を展開したキャロル・ウォレンWarren,C(1993)の研究は重要である。

海外の研究動向を鑑みると、日本の東南ア ジア研究の水準は高く、日本の東南アジア研 究の成果を海外に問う意味は大きい。なかで も、「家族圏」と「屋敷地共住集団」は重要 である。さらに、この2つが対立する概念で はなく、東南アジアの家族組織や親族関係の 特質を表す相補的な概念であることを示し た北原淳 (1990) の研究は重要である。 つま リ家族圏を基本単位としつつ、近隣居住の親 族が必要に応じて結合し、相互に協力する関 係である。北原等の東南アジアの農村社会の 研究によって、双系的な東南アジア社会と日 本の農村社会を連続的にとらえる視点が得 られた。しかし、これらは、天水に依存して 粗放的な稲作をおこなう東北タイ農村を事 例とする研究が中心であり、灌漑用水を利用 する日本の集約的な稲作とは生活基盤が異 なる。この意味では、灌漑用水を利用し、水 利組織(スバック)の組合員として集約的な 稲作をおこなうインドネシア・バリ島と日本 の農村社会を比較する研究は意味がある。

日本の村落研究の系譜のなかでは、人類学や民俗学の研究のように、単系(父系・母系)か双系か、単独相続か分割相続かという現象面の相違にのみ目を向けるのではなく、生活の必要と結びつけて考察する有賀の生活組織アプローチの重要性が再確認された。さらに、「東アジア」のなかに日本の村落を位置

づけるうえで、内藤莞爾の末子相続の研究 (1973)の重要性が明らかになった。内藤は、 末子相続という名称ゆえに生じる誤解を払 拭し、末子相続が相続人を長男や次三男や末 子とあらかじめ選定しておくことがない不 定相続であることを示した。イエの継承では、 長男子は、あととりとしてあらかじめ選定さ れている。だが、末子相続では、長男は成人・ 結婚とともに財産を分与されて独立し、次三 男も同様の過程をたどる。老親が独立した世 帯を維持できなくなると、独立した子供の誰 かと同居する。老親と同居する子供は、最後 まで親と一緒にいた末子が多い。だが、長男 や仲兄のケースも少なからずあり、ルールは 曖昧である。親の扶養をする子供には、独立 時に分与された財産に親の隠居世帯分の財 産が加わり、位牌もついてくる。それゆえ、 末子相続であるかのように見える。しかし、 実際は分割相続をともなう不定相続であり、 親と同居する子供の一人が財産相続におい て優先されるだけである。だが、内藤の研究 後も、末子相続は、その名称のために日本列 島の本土に広範に見られる長子単独相続の 対概念である末子単独相続とみなす誤解が 後を絶たない。坂根嘉弘(『分割相続と農村 社会』) は、内藤説を踏襲しつつ、末子相続 の本質を分割相続にもとめる。坂根説によっ て、末子相続を長子相続の対概念とするので はなく、単独相続の対概念とする対比が可能 になった。こうして、本土で一般的な単独相 続のイエと対比して末子相続を分割相続の 非イエと位置づけることが可能になった。坂 根の独自性は、日本列島に点在する末子相続 ではなく、鹿児島地方の「在」といわれる農 民社会に面的に広がる末子相続をとりあげ、 その要因を分析していることである。鹿児島 地方でも、武士の社会は、分割相続ではなく、 長男単独相続である。

内藤・坂根の研究によって、日本の村落に おけるイエの継承の特質がクローズアップ されるとともに、「東アジア」のなかに日本 のイエやバリ島の農村社会を位置づける理 論的基盤が据えられたといってよい。近年は、 日本列島の本土では農地の不分割相続のイ 工が広がるが、鹿児島地方や奄美・沖縄では 農地は男子分割相続であることが明らかに されている(仲地宗俊、北原淳・安和守茂、 杉原たまえ、佐渡和子)。台湾や朝鮮半島、 中国やモンゴルといった東北アジアでも男 子分割相続が一般的であり、タイやマレーや インドネシアのジャワでは男女分割相続が 一般的である。坂根の末子相続の本質を財産 の分割相続にもとめる理解によって、日本列 島では単独相続が一般的で、分割相続が特殊 と位置づけられてきた理解が、東北アジアと 東南アジアを含む「東アジア」に視野を広げ ると逆転し、日本のイエのような単独相続は 稀有であることが明らかにされている。つま り、このエリアでは、農地の分割相続のほう が一般的であり、単独相続のイエはむしろ特

殊とする理解に達する。

だが、あととり息子やあととり娘による単 独相続が一般的な日本の農村でも、太古の昔 から単独相続だったわけではない。歴史学で は、単独相続のイエが成立したのは近世初期 であり、それ以前は分割相続だったとされて いる(大竹秀男、大藤修)。民俗学の福田ア ジオ(2002)や社会学(細谷昂2012)の事例 研究においても、単独相続のイエが近世に歴 史的に成立したとする各地事例がとりあげ られている。これらの研究のなかで明らかに されたのは、近世初期に成立したとされるイ エの成立の時期が、地域によりかなりヴァリ エーションをもつことである。もっとも早い 時期では、畿内近国を事例とする坂田聡 (1997)の中世末期説がある。これは中世と 近世の連続面に目を向ける中世史家がクロ ーズアップした全国的にみると例外的に早 いエリアの事例といってよかろう。東北地方 の農村については、近世中後期とする地域が 多い。竹内利美は、昭和初期に封建遺制論争 とも関わり、南部藩の村々に東北農村の実証 研究が集中したため、当時の東北農村家族の 典型が複合大家族であるかのように誤解さ れたことの問題を指摘している。そして、か なり遅い地域でも明治中期までには東北地 方に小農経営が一般化したと説明する(竹内 1969:246 頁)。見方を変えれば、東北農村に 限っても、一子単独相続によって成立する直 系家族のイエの成立の時期はヴァリエーシ ョンが大きく、近世中後期から明治中期まで 分散している。

このように考えると、単独相続と分割相続 は、地帯区分の指標とはいえない。また不定 相続や分割相続を生じさせる政治的状況や 生活諸条件に目を向けると、分割相続から単 独相続へという発展段階を単純に想定する こともできない。単独相続のイエと分割相続 は重層しているのであり、歴史性や時代性や 階層性を伴い、イエが成立する条件が整った ところで顕在化する。こうして家産と家業と 家名が一括して継承されるイエの歴史的・地 域的・身分・階層的射程がある程度明らかに された。農地の不分割相続を特徴とする農民 のイエの成立は、中世末期の戦国時代から明 治中期までかなり幅がある。重要なことは、 農民のイエは太古の昔から有るわけではな く、どのように早くとも中世末期以降、歴史 的に成立するということである。そして、イ エの成立が遅いとされる東北地方でも、近世 中後期には成立し、明治中期までには一般化 する。しかし、鹿児島地方や奄美・沖縄では、 農地の相続に限れば、男子分割相続である。 つまり、家産と家業と家名を一括してあとと りが継承する直系家族のイエとは異なる生 活組織が村落の構成単位になっている。つま り、鹿児島地方や奄美・沖縄の村落社会は、 近世日本的なイエとイエの連合から編成さ れる近世的なムラとは異なり、夫婦家族ない しは個人を構成単位とする農業集落といえ る。

(3) 海外調査: バリ州タバナン県ジャティルイ村

タバナン県はバリ島のなかでも水田稲作が盛んな地域で、バリの米倉といわれている。本研究の対象地であるジャティルイ村は、標高 700 メートルの山麓の村で、よく管理された肥沃な棚田が広がっている。ジャティルイの棚田が保全されてきたのは、「緑の革命」による高収量品種が導入された後も、在来品種の赤米を慣行農法で栽培し続けてきたからである。だが、2012 年 7 月に文化的景観としてユネスコの世界遺産に登録されてからは、短期間で変貌しつつある。

何よりも大きな変化は、観光客の飛躍的な 増加であり、それに伴う観光収入の増大であ る。世界遺産に登録された理由は、棚田の景 観的な美しさだけでなく、トリ・ヒタ・カラ ナの哲学を体現したスパック・システムが評 価されてのことである。トリ・ヒタ・カラナ とは、カミと人間、自然と人間、人間と人間 の調和を説くバリ・ヒンドゥーの精神を表す サンスクリット由来の言葉である。だが、現 実には、登録から 3~5 年後のジャティルイ 村では、土地をめぐるトラブルが増えており、 観光収入の配分をめぐって村内の複数の集 団が拮抗していた。いわば、人間と人間の調 和的な関係が乱される皮肉な状況が現れて いた。具体的には、世界遺産の登録後、観光 収入の配分をめぐって、ジャティルイ村のな かの2つの慣習村間の利害対立が昂じている。 こうした状況のなかで、調整機構としての行 政村の役割が増大していた。さらに、棚田を 維持管理する主体であり、グリーン・ツーリ ズムや地産地消、トレッキングや農業体験に 協力する機構としてスバックが村内で占め る位置が高まってきた。こうして、それまで は行政村と2つの慣習村という3つの組織間 で行われていた観光収入の配分にスバック も加わるようになり、4 つの組織間で分配さ れるようになった。

こうした変化は、クリフォード・ギアツが 「多元的集団構成」と名づけたバリ・ヒンド ゥーの農村の社会組織の特質にかかわる重 要な変化である。バリの農村は、行政村と慣 習村とスバックという機能と役割が異なる3 つの主要な多元的集団から構成されている。 これらが、それぞれの役割を全うすることで、 村落社会は調和のとれた社会になる。だが、 世界遺産の登録後は、観光収入の配分をめぐ って、行政村と慣習村とスバックという機能 が異なる 3 つの社会集団が拮抗しており、2 つの慣習村の軋轢が大きくなっていた。さら に、観光客の目を楽しませるための「景観の ための農業」と土づくりを大事にする「農業 のための農業」とのあいだの矛盾も生じてい る。世界遺産の登録前までは、雨季に加えて 乾季も田植えをして二期作をするかどうか は、個々の耕作者の判断に任されていた。だ が、世界遺産登録後は、観光客に田植えの景

観を楽しませるために、観光のハイシーズンの乾期に田植えをすることが、観光業者やレストラン経営者から強く要請されるようになった。こうした変化は、その年の土壌の様子をみて二期作するかどうかを判断していた農民から見ると、土づくりと矛盾することになる。いわば、「農業のための農業」よりも「景観のための農業」を優先する事態であり、人間と自然の調和に逆行する。

こうした深刻な問題は、「緑の革命」とツ ーリズムにストレートに起因するのではな く、ポスト・スハルト期の地方分権化および マス・ツーリズムを批判してでてきた「持続 可能な観光」のあり方と関わっている。スバ ックは、農業を継続するうえでのデメリット に抗して農業と観光の共存を図ることがで きず、「持続可能な農業」よりも「持続可能 な観光」を優先していた。農地が観光のため の売店や食堂や駐車場に変わる土地の地目 変更についても、行政村やスバックは、土地 の私的所有の前に無力であり、法的に有効な 規制力がもとめられていた。今後は、地域住 民の生産や生活を阻害することのない国際 レベルの対応や国家レベルの法的規制が望 まれる。また、個々の住民や複数の組織のあ いだの利害対立を回避して、スバックのメン バーと地域住民が協力して、共同の利益を追 求していく努力も問われていよう。スバック と慣習村と行政村という機能や役割の異な る「多元的な集団構成」が、個々の利害をぶ つけあうことで軋轢が深まるのか、それぞれ の利害を調整することで調和がもたらされ るかが問われている。

なお、バリの農村社会を特徴づける慣習と 行政の二元構造は、村(デサ)よりも小さい 集落 (バンジャール)にも貫徹している。家 族や親族を越えたもっとも身近な近隣集団 である集落も、行政集落と慣習集落という二 元構成である。慣習村も行政村も、慣習集落 も行政集落もスバックも、構成単位は、個人 ではなく、家族長(Kepara Keluarga)とい われる夫婦家族世帯を代表する既婚男子で ある。家族長という個人が村落社会の構成単 位ではなく、夫婦家族世帯が構成単位である ことを見落としてはならない。この夫婦家族 世帯の生活を支えるのが男子均分相続であ る。結婚して独立した世帯をもつことが、村 落社会の正式なメンバーになる条件である。 だが、夫婦家族世帯は孤立しているわけでは ない。各夫婦家族の生活を支える農地を中心 に、結婚後も屋敷地の周辺に居住して、親夫 婦世帯や兄弟夫婦世帯間で相互に助け合う。 (4)国内調查:宮城県塩釜市浦戸諸島

浦戸諸島は、松島湾にある4つの島である。 桂島には桂島地区と石浜地区という2つの地 区があり、野々島、寒風沢、朴島は1島1地 区で、4島5地区(部落)から成る。この4 島5地区がひとつに統合されるのは、明治の 町村合併による浦戸村の成立である。この頃 から4島5地区のまとまりよりも、各地区の

独立性のほうが強かった。こうした性格は、 昭和の合併で塩釜市に編入された後も続き、 塩釜市にある唯一の島嶼部である塩釜市浦 戸地区の内実は、4島5地区の地区連合であ る。4島5地区としての統合よりは、各地区 内の統合性が強いのは、地先権といわれる各 地区単位の漁場の共同管理と共同利用の歴 史と深く関わっている。 対象地は、東日本 大震災の被災地である。震災後の最も深刻な 問題は、震災前から進行していた過疎化と少 子高齢化に拍車がかかり、10 年後、20 年後 に起こると考えられていたことが前倒しで 早まり、人口も世帯数も短期間で激減したこ だが、高齢者が多い過疎地域の とである。 防災力を心配する声とは裏腹に、桂島地区で は震災直後に、行政の支援を待たずに作業班 を組織し、地区にとって優先度の高い場所か ら順番を決めて、公道や側溝を塞ぐガレキや 流出物の撤去や土砂のすくいだしといった 共同作業に出役している。さらに、宮城県漁 連浦戸支所のノリ養殖業者 10 世帯は、壊滅 的ともいえる漁業設備の被害のなかで、行政 による養殖業の復興支援事業が何も決まっ ていない状況にもかかわらず、流出を免れた ノリ乾燥機4台の共同利用による全面的な協 業に踏み切り、震災年である 2011 年秋の出 荷にこぎつけている。 限界集落という言葉 からは、過疎化と高齢化が進んで、あたかも コミュニティが消滅してしまうかのような 印象をうける。だが、こうした状況からは、 地区単位の共同性が、震災直後に発揮されて いることが分かる。こうした共同性は、一朝 一夕で形成されたものではない。 長い歴史の なかで培われたものであり、地先権と呼ばれ る地区単位の漁場の共同利用と共同管理の 歴史および外部と深く関わっている。今日、 漁業権は、区画漁業権といわれるノリやカキ の養殖のための瀬分け(区割りと割替え)お よび共同漁業権(磯つきあわびやウニやアサ リの採取)に分かれる。漁業権は、漁業協同 組合によって管理されており、漁業組合を構 成する各地区のルールにしたがって運用さ 今日、区画漁業権(瀬分け)に れている。 関与するのは、漁協の正組員である。漁業協 同組合では、地区に住民票があり、年間 90 日以上漁業に従事する人を毎年資格審査委 員会で審査し、正組合員として認定している。 正組合員になるのは、ノリ養殖やカキ養殖に 従事する世帯で、世帯から一人の代表者だけ である。一世帯から二人正組合員になること はできないので、父から息子の一人に正組合 員の資格(=漁業権)は交替する。養殖業が 盛んな時代は、次男以下が漁業をしようとし ても、長男(本家)1に対して次三男(分家) は2分の1というように本家と分家で瀬分け = 漁業権に差をつけていた。漁業就業者が減 少した今日では、地区に住民票があり、漁業 従事日数が多ければ漁業権を得られるため、 出身者に限らずとも漁業ができるルールに なっている。むしろ、家族が生活しやすい本

土に居住して地区に通勤漁業する出身者は、 父親がいなくなると正組合員資格が得られ なくなるという問題をかかえている。今日で は、住民の多くは漁業に従事しない准組合員 である。准組合員は、漁業所得で生活してい るわけではないが、マカナイといわれるアサ リの採取に参加する。その際は、解禁日や採 取量に関する各地区のルールを守り、海浜清 掃にも参加している。准組合員も正組合員と 同様に世帯の代表者であり、ひとつの世帯か 今日では地区の内部も多元 ら一人である。 化しており、漁業従事者と給与生活者、地域 おこしをめぐる温度差、年代や性別による違 いのために一律ではない。さらに、震災は、 被害程度の大小による差異や外部団体の受 け入れをめぐる温度差をうみだしている。震 災後の漁業組織の変化も大きい。なかでも、 家族労働力を中心とする個別経営のままと どまったカキ養殖に対して、ノリ養殖組織の 震災前後の変化はドラスティックである。乾 燥機をはじめ陸上作業での設備投資が大き いノリ養殖は、震災前の個別経営から、震災 後の 2012 年には「がんばる養殖業」を利用 しての完全協業に移行した。完全協業とは、 網の管理やノリ摘みの海上作業から陸上で の乾燥・加工作業のすべてを協業化すること である。支援が終わった 2015 年以降も、合 同法人として完全協業を継続し、給与制の会 社組織に移行している。

# (5)国内調査:山形県庄内地方の平場農村 (酒田市)

山形県庄内地方は日本有数の水田単作地帯であり、家族労働力による個別農家の自立性が強い地域である。だが、1990年代になると、食糧管理法の廃止に伴う米価の下落と、リーマンショック後の地方労働市場の変化は、この地域を直撃した。水田稲作と通勤兼業に支えられていた庄内地方の農家数は減少の一途をたどり、土地持ち非農家数が増えている。 このような状況の中で、酒田市の専業農家は、平場の水田単作地帯よりも、砂丘畑や近郊農村や畑作複合経営地帯に多い。

生産組合の範囲である大字の範囲をみる と、生産組合に加入する農業従事者がいる農 家は地区の全世帯の一部であり、1 名も農業 従事者がいない地区もある。 かつては、農 業後継者はいなくても、親と同居して通勤す るイエのあととり(長男層)はいた。だが、 近年は、農業後継者はもちろん、イエの後継 者がいなくなり、農業従事者の高齢化が著し 平場農村では、耕作放棄地や空き家が 増えているわけではない。農業や農地、農村 景観は、経営委託や集落営農法人等によって 存続している。 水田稲作については、10へ クタール超える個別の大規模経営農家と集 落営農法人という2つの経営形態がある。い ずれの経営形態も、行政の補助金に大きく依 存しており、複雑な補助金申請のための事務 能力が要請されている。

## (6)今後の課題

農村や漁村では、経営の合理化と大規模化・法人化がすすめられて、イエ(農家世帯や漁家世帯)から構成されるムラというこれまでの日本の村落社会の編成原理が大きく揺らいでいる。つまり、農業や漁業は法人や経営体によって存続し、農地は管理されても、農家や漁家のイエのあととりによる世代継承は困難になっている。これまでのようにイエが存続することで存立してきた日本のムラが変貌している。日本の村落社会のゆくえを考える際に、イエなきムラがありうるかについて学術的に考察する必要があろう。

日本の村落研究では、大字に近い範域の農 山漁村のまとまりを表現する用語として、 「村落共同体」や「自然村」という概念が用 いられてきた。だが、「共同体」という概念 は、外部とかかわりをもたない独立した集団 が、変化しないで連続してきたように誤解さ れる。また、内部に多様な機能をもつ組織や 集団が分化していることを軽視して、単一不 可分の一個完結的な集団が、実態的に存続し てきたかのような誤解を与える。「自然村」 という概念も、共同性の成立の契機が自然発 生的であるかのような誤解を与える。また、 共同体は、前近代の社会や集団を表す用法も 多く、歴史的な変化を表現するにふさわしい 用語とはいえない。独立性の高い直系家族の イエとイエが、水や山の利用、労働力の調達 の必要から連合することで存立してきた近 世以降のムラを表現するには、共同体ではな く共同性という用語のほうがふさわしい。共 同性という用語であれば、内外の状況変化に 対応しながら存続してきた日本の農山漁村 の凝集力の強い集団性の特質を考察するこ とができる。

インドネシア・バリ島の農村社会の研究と しては、バリ島で圧倒的に多いバリ・ヒンド ゥーの社会を対象としていたので、その特質 を相対化するためにも、あらたな調査対象地 として、ヒンズー教のメンバーとムスリムの メンバーが共存するジュンブラナ県のスバ ックについての研究を始める計画がある。候 補地のスバックはムスリムのほうが人数は 多いが、水田面積はヒンズーが大きい。これ は、ムスリムが男女分割相続であるのに対し、 ヒンズーは男子分割相続という相続慣行と 関わる。このスバックの組織機構やルール、 稲作作業の時期の決め方や共同の行事につ いて調査を進め、異なる宗教のメンバーがひ とつの機構のなかで共存する条件を探るこ とが今後の課題である。

#### < 引用文献 >

Geertz,C (1963) Peddlers and Princes, Chicago, The University of Chicago Press Warren,C(1993) Adat and Dinas:Balinese Communities in Indonesian State, Kuala Lumpur, Oxford University Press 坂田聡 1997『日本中世の氏・家・村』朝倉書 坪内良博・前田成文 1977『核家族再考』弘文 堂

水野浩一 1981 『タイ農村の社会組織』創文堂 北原淳 1990 『タイ農村社会論』

竹内利美 1969『家族慣行と家制度』恒星社厚 生閣

内藤莞爾 1973『末子相続の研究』

坂根嘉弘『分割相続と農村社会』

福田アジオ 2002 『近世村落と現代民俗』吉川 弘文館

細谷昂 2012 『家と村の社会学』 御茶ノ水書房

#### 5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

### [雑誌論文](計 1 件)

永野由紀子「世界遺産登録後のバリ島ジャティルイ村の変化 慣習村間の対立と『多元的集団構成』」『専修人間科学論集』6-2、2016年3月、香読有

## [学会発表](計 4 件)

- (1)<u>永野由紀子</u>「趣旨説明と論点:イエの 継承・ムラの存続」日本村落研究学会、2017 年、於:春野山の村
- (2) <u>永野由紀子</u>「東日本大震災とシマ漁村の共同性 塩釜市浦戸諸島の桂島地区の事例 」東北大学文学研究科社会学専攻研究会2017年、於:東北大学文学研究科集団過程観察室
- (3) <u>永野由紀子</u>「ステップアップ助成:インドネシア・バリ島の水利組織(スバック)における人間と自然の共生システムの多様性と弾力性」旭硝子財団助成研究発表会、2016年、於:ホテルグランドヒル市ヶ谷
- (4)<u>永野由紀子</u>「世界遺産登録後のバリ島棚田農村の変化:在外研究の感想をまじえつ つ」専修社会学会研究会、2016年、於:専修 大学4号館社会調査実習室1

# [図書](計 1 件)

<u> 永野由紀子</u>「インドネシア・バリ島の水利組織(スパック)における人間と自然の共生システムの多様性と弾力性」『旭硝子財団研究成果報告 2016』CD-ROM 版 2016 年

# [その他]

<u> 永野由紀子</u>「女性が地域で生きること・農業することの意味を考える」山形県農業委員会女性の会、2017、於:山形市協同の杜 JA 研修所

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

永野由紀子(NAGANO, Yukiko) 専修大学・人間科学部・教授

研究者番号: 30237549